

平成29年度 伊勢崎市景観まちづくり賞実施要項

この賞はまちなみや自然景観に調和し、地域の景観や魅力を向上させるような建築物等・屋外広告物・まちづくり活動を「景観まちづくり賞」として表彰し、広く市民に紹介するとともに、他の事業者や市民への見本や励みとすることにより、景観に対する意識向上と良好な景観の創出を図り、本市の魅力ある景観まちづくりを進めることを目的に行うものである。

1、応募資格

特に制限はしない。

2、募集対象

(1) 建築物デザイン部門

意匠、形態等が周囲景観によく調和し、地域の良好な景観を創りだし、将来にわたり地域の景観をリードしていくような建築物、工作物(屋外広告物は除く)

【建築物、工作物の例】

- ・住宅、店舗、事務所、商業施設、公共施設、倉庫、工場などの建築物
- ・門、塀、庭園、モニュメントなどの工作物
- ・道路、橋、水路、公園などの土木建造物
- ・歴史を感じさせる建築物などを再生し、活用しているものなど

【応募要件】

- ① 市内にあり、道路などの公共の空間から容易に見ることができるもの
- ② 概ね5年以内に新築、改築、改装、修景工事等が行われたもの
- ③ 過去に伊勢崎市景観まちづくり賞や国又は県による類似の表彰を受けていないもの
- ④ 建築基準法等の法令に違反して建築等されたものは対象外とする。
- ⑤ 文化財保護法による国、県、市の文化財に指定されているものは対象外とする。
- ⑥ 景観法に基づく景観重要建造物に指定されているものは対象外とする。

(2) 屋外広告物デザイン部門

のれん、木製看板、壁面広告、広告塔、アーチ看板、野立て看板、電柱広告などの屋外広告物

【屋外広告物の例】

- ・老舗店舗などの歴史や伝統を伝えるもの
- ・企業や店舗などの特徴を、優れたデザインで表現したもの
- ・意匠や色彩、文字などを創意工夫し、斬新なもの
- ・意匠、色彩、素材などの表現方法が優れているもの
- ・周辺のまちなみと調和し、付近の景観を引き立たせるもの
- ・表現の完成度が高く、メッセージ性に優れ好感がもてるもの

【応募要件】

- ①市内にあり、道路などの公共の空間から容易に見ることができるもの
- ②過去に伊勢崎市景観まちづくり賞や国又は県による類似の表彰を受けていないもの
- ③関係法令や条例(建築基準法、道路法、屋外広告物法及び伊勢崎市屋外広告物条例など)に適合して表示又は設置しているもの
- ④はり紙、はり札など、簡易に除却できるものは対象外とする。
- ⑤法令に基づいて設置された道路交通標識などは対象外とする。

(3) まちづくり活動部門

個人又は団体、事業者(営利を目的に活動を行っている者は除く)が、市内の良好な景観の維持向上や新たな景観の創出を目的に行っているまちづくり活動

【活動例】

- ・自然景観や歴史景観の維持・保全活動
- ・道沿いの花の植栽活動
- ・地域における環境美化活動
- ・地域景観のシンボルとなる建築物、工作物等の維持・保全活動
- ・協定等によるまちづくりを自主的に実施しているまちの再生活動など

3、募集期間

平成29年8月1日(火)から平成29年10月2日(月)まで

4、応募方法

- (1) 自薦、他薦は問わない。
- (2) 他薦の場合には、当該応募者が推薦する建築物等・屋外広告物の所有者、またはまちづくり活動を行っている個人や団体等の代表者の事前同意が得られたものの応募を受け付ける。
- (3) 応募用紙に添付書類を添えて、下記の受付先まで持参、郵送又は電子メールにより応募を受け付ける。

応募用紙は、都市計画課の窓口を用意してあるほか、市のホームページからもダウンロードできる。

なお、電子メールで応募する場合のメールサイズは合計5MBまでとし、画像ファイルはJPEG形式とする。

- (4) 添付書類は次のとおりとする。

①カラー写真 3枚(近景写真2枚、周囲の景観を含む全景写真(遠景写真)1枚)

※写真サイズは、A4版127×178mmとします。印刷物で応募された場合も後日写真のデータ提出を求めることがある。

②位置図・・・1部

- ③ 法人の場合は会社概要書、法人以外の団体の場合は団体概要書・・・1部
- ④ 役員名簿(法人及び団体のみ)・・・1部

5、応募の注意事項

- (1) 提出された応募書類、写真等の使用の権利は、伊勢崎市に帰属する。
- (2) 提出された応募書類、写真等は、原則として返却しない。
- (3) 選考過程において、細部資料や追加写真などの提出を求める場合がある。
- (4) 現地調査・確認の際には、所有者等の立ち会いを求める場合がある。
- (5) 応募用紙に記載された個人情報、景観まちづくり賞の事業のみに使用し、他の目的には利用しない。

6、選考方法及び決定

景観まちづくり賞の選考は次のとおり実施する。

- (1) 第一次選考
「伊勢崎市景観まちづくり庁内推進委員会」で書類審査等を行い、第二次選考（最終選考）に諮るものを選考する。
- (2) 第二次選考（最終選考）
「伊勢崎市景観審議会」及び「伊勢崎市屋外広告物審議会」において第一次選考を通過したものについて書類や現地調査等で審査し、景観まちづくり賞にふさわしいものを選考する。
- (3) 第一次選考委員または第二次選考委員が、応募された物件やまちづくり活動の関係者である場合は、その選考委員から除く。
- (4) 景観まちづくり賞の選考審査基準は次のとおりとする。

ア、建築物デザイン部門（①～④各10点満点評価）

- ①デザイン性（外観の色彩、形状など）、②独創性、個性、
- ③周辺景観との調和（配慮や工夫など）、④地域景観の創出性

イ、屋外広告物デザイン部門（①～④各10点満点評価）

- ①建物や敷地等との調和、②周辺景観との調和、③表示内容の伝達性、
- ④他広告への模範性

ウ、まちづくり活動部門（①～④各10点満点評価）

- ①活動の独自性、②活動の継続性、③周辺景観との調和、④地域景観の創出性

7、表彰

- (1) 景観まちづくり賞の表彰数は5点とする。ただし、賞に値するものがない場合は、この限りではない。
- (2) 選考結果は応募者全員に文書通知する。

- (3) 景観まちづくり賞を受賞した建築物等・屋外広告物・まちづくり活動の名称、所有者、設計者、施工者、活動者の氏名等は、市のホームページ等で公表する。
- (4) 表彰式は、平成30年1月25日(木)に境総合文化センターで行う予定。
- (5) 受賞した建築物等・屋外広告物の所有者（公共施設は除く）、まちづくり活動を行う個人、団体等、には表彰状と記念品（銘板プレート）を贈呈、受賞した屋外広告物・建築物の設計者、施工者には表彰状を授与する。

8、今後のスケジュール

募集開始	平成29年8月1日
募集締切日	平成29年10月2日
第一次選考会	平成29年10月下旬
第二次選考会	平成29年11月上旬
受賞者決定	平成29年11月中旬
受賞者公表	平成29年12月上旬
表彰式	平成30年1月25日（木）

9、周知方法

- (1) 広報（8月1日号）、ホームページ（8月1日～）、twitter、facebookに掲載
- (2) 市民活動団体などの関係団体に応募協力等を文書依頼
- (3) 募集チラシ（別紙）を作成し、都市計画課、市役所情報コーナー、各支所情報コーナー、公民館などの公共施設に配置
- (4) 景観サポーターに募集チラシを配布し、市民等への情報提供を依頼

10、応募・問い合わせ先

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

伊勢崎市都市計画部 都市計画課 景観係（伊勢崎市役所東館4階）

TEL 0270-27-2767 FAX 0270-23-0601

メール tosikei@city.isesaki.lg.jp